

事業概略書

事業名	補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修のあり方等に関する調査
事業目的	<p>障害者（障害児・難病患者等を含む。）に対する補装具費の支給については、障害者総合支援法に基づき、各市町村において実施されている。補装具は、障害者の身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替するものであり、日常生活における移動の確保、就労場面における能率の向上、さらには障害児が社会人として独立自活するための素地を育成助長するもの等として、極めて重要な役割を果たしているところである。</p> <p>平成24年度の調査研究では、補装具費支給制度に係わる市町村及び更生相談所、事業者を対象にした実態調査を行い、現行制度における主な課題の論点整理を行ったところである。</p> <p>本調査は、昨年度調査の結果、とりわけ多くの関係者から問題提起された、補装具費支給制度の適切な理解と運用に向けた研修の必要性、さらには現行の補装具告示における構造等が、技術革新や障害者ニーズ等の変化に的確に対応したものとなるよう、その見直しを行うこと等を踏まえて実施したものであり、課題解決に向けた具体的な方策の検討に役立てるとともに、今後の補装具費支給制度のあり方検討に寄与するものである。</p>
事業概要	<p>（1）市町村等の障害者福祉の現場において、補装具費支給制度の適切な理解と運用の促進を図るため、標準的な教材のあり方を検討、作成し、ヒアリング調査の手法を用いてその教材案の評価を行い、もって、最終的には、標準教材（補装具費支給事務ガイドブック）の作成を行った。</p> <p>本事業により作成した標準教材については、全国の更生相談所及び市町村等へ配付した。</p> <p>（2）昨年度の実態調査において抽出された主な意見を精査するとともに、関係事業者団体等に対してアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、最終的に、現行告示等の見直し案を作成した。さらにそれらを課題別、分類別に整理した。</p>
事業実施結果及び効果	<p>本事業における研修のあり方検討については、補装具費支給制度の適切な理解と運用の促進を図るとともに、補装具に関する標準的な知識・技術の普及及び定着、さらには補装具費の適正な支給に寄与するものである。</p> <p>また、現行告示における構造等の見直し案の検討については、1950年の制度創設以来、これまでに大きな制度改正が行われていない実態を踏まえ、見直しが必要な具体的な理由・背景等を整理・検討し、現行法規と見直し案の対比表を作成することは、今後の補装具費支給制度のあり方の検討を進めるにあたって、重要な基礎資料となるものである。</p>

事業主体	〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ4階 公益財団法人 テクノエイド協会 TEL : 03-3266-6883 E-MAIL : tanida@techno-aids.or.jp
------	---

(注)

- 1 本様式の作成にあたっては、厚生労働省ホームページに掲載するため、一般に公開することを想定し、分かりやすい表現に努めること。
- 2 本様式は、事業の概略をまとめるために作成するものであり、別途実施した事業についての成果物を必ず提出すること。
- 3 「事業目的」、「事業概要」、「事業実施結果及び効果」について、それぞれ250字程度で簡潔に記入すること。